

BIS 自己資本比率規制見直しの動きについて

バーゼル銀行監督委員会は 1999 年 6 月 3 日、信用リスクウェイトの改訂を含む BIS 自己資本比率規制の市中協議案を公表した。市中協議案に見られる新しいパラダイムは、今後の金融システムと金融機関経営に大きな影響を及ぼすこととなろう。本レポートでは市中協議案の内容・背景および影響を紹介する。

1. 現行の自己資本比率規制見直しの背景

バーゼル銀行監督委員会は、1988 年 7 月のバーゼル合意以降 10 年以上経過した現行の自己資本比率規制（信用リスク規制、以下 BIS2 次規制（マーケット・リスク規制）と区別する意味から BIS 1 次規制という。）が、近年の金融市場の変化やリスク管理技術¹の高度化に対応できなくなりつつあるという問題意識に基づき、1998 年春以来、規制の大幅な見直しを検討してきた。

BIS1 次規制について指摘されてきたのは次の問題点である。①規制が画一的であること。例えば、事業法人の貸付についてそのリスクウェイトが 100%となっており、信用リスクを精緻に反映したものでないために 8%の自己資本比率規制とリスク管理に基づく所要自己資本との間にギャップが生じていることである。②信用リスク以外のオペレーショナル・リスク等を明示的に取り扱っていないこと。③BIS1 次規制のあり方が、金融規制に市場規律を導入しようという時代の流れにそぐわなくなってきたこと、④レギュラトリー・アービトラージとしてクレジット・デリバティブや証券化等のオフバランス取引が盛んとなり、BIS1 次規制の存在が銀行の資産内容を劣化させる結果を招いていること等である。

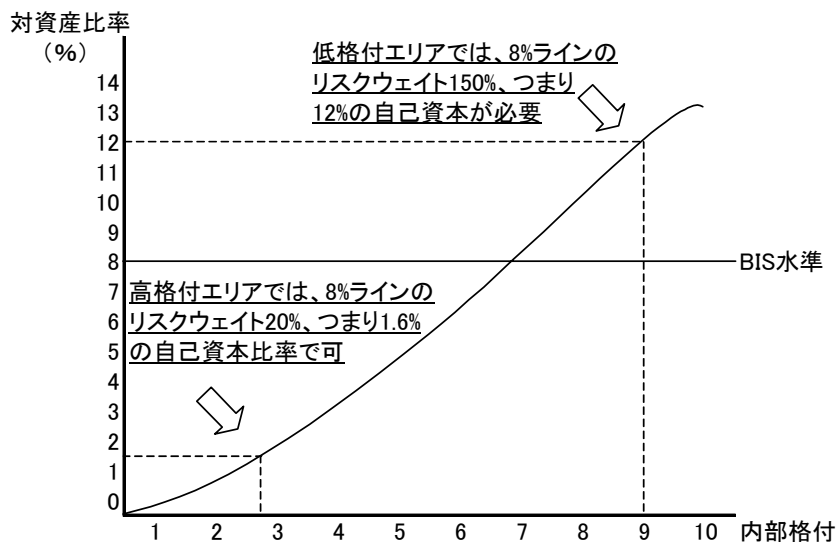
特に①、②については、リスク管理技術の進化によって、適正なキャピタル・マネジメントを実現した先進行にとっては、8%の自己資本の積み上げが経営上の過剰コストとなっているとさえ考えられている。図 1 は、内部格付毎に潜在的なデフォルト率を考慮して所要自己資本比率を計算した場合に、単純に資産の 8%を乗じて得られる自己資本比率を下回る適正自己資本を算出することが可能となっていることを示している。

こうした適正自己資本の配分手法を手に入れた先進銀行の主張を受け入れたかたちで、1996 年 1 月に改訂された BIS2 次規制は「標準的アプローチ」と「内部モデルアプローチ」との選択制を採用したのだった。

¹ 飯村慎一「金融機関のリスクマネージメントの潮流」『資本市場クォーターリー』1999 年夏号参照

こうして、BIS2次規制で確認された流れは、同様の方向感を持ってBIS1次規制の見直しを急加速させることとなった。バーゼル銀行監督委員会は1998年9月、先に述べた問題点を意識しつつ、BIS1次規制を見直す方向で合意したのであった。

図1 信用リスクの所要自己資本



注)内部格付は単純に10ランクとした。例えばS&P等外部格付機関とのレーティングと整合性のあるものではないが、説明の便宜上コメントに市中協議案のリスクウェイトを用いている。本来、信用リスクデルタの概念を用いて例示すれば上記の右肩上がりの曲線が描けるものである。

(出所) 野村総合研究所

2. 市中協議に入った BIS 自己資本比率規制の見直し原案

1) 市中協議案のフレームワーク

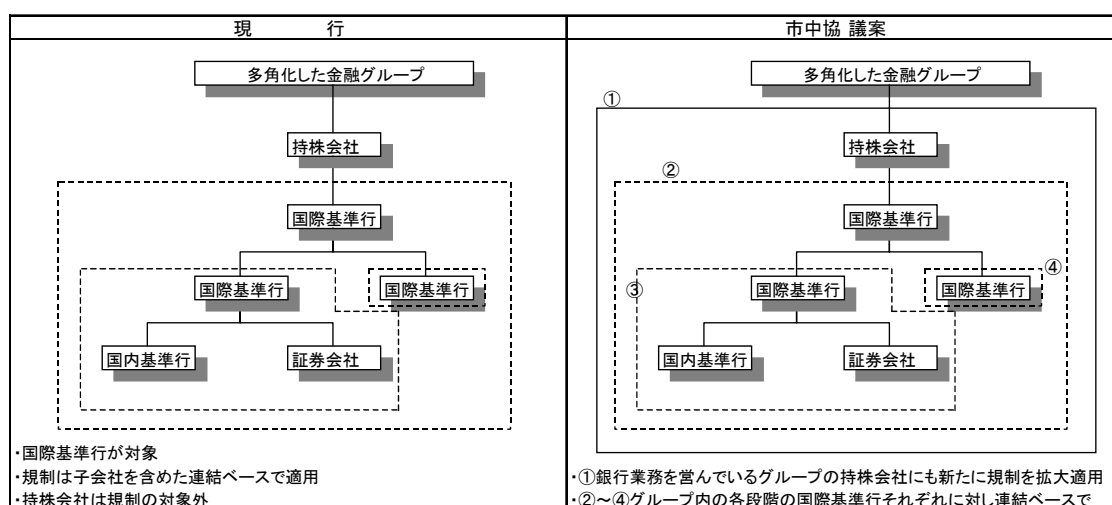
1999年6月3日、バーゼル銀行監督委員会は市中協議案“A NEW CAPITAL ADEQUACY FRAMEWORK”(「新たな自己資本充実度の枠組み」)を公表した。現行BIS1次規制に代わる新たな自己資本充実度に関する提案を示し、金融界・産業界から2000年3月31日までにパブリック・コメントを求め、同年中に決定する予定とされている。

見直しの目的は次の4点である。①引続き金融システムの安全性と健全性を促進すべきであること、②引続き競争上の平等性を高めるべきであること、③リスクに対処するためのより包括的なアプローチを構築するべきであること、④国際的活動をする銀行に焦点を当てるべきであるが、その基礎となる原則は複雑さや高度化の水準が異なる銀行への適用にも適しているべきであること。1988年のバーゼル合意以来の目的①、②に③、④を新たな目的として加えたのである。

こうした目的を踏まえた上で新たなフレームワークとして、①最低所要自己資本の設定、②自己資本充実度と内部評価プロセスの監督上の検証、③ディスクロージャーを強化し安全で健全な銀行業務を促進するためには市場規律の効果的な適用が必要であること、からなる3つの柱を提案している。

なお、従来までの銀行を中心とする連結ベースでの適用に加え、銀行持株会社を含めた連結ベースでの適用を打ち出しているほか、子会社の自己資本規制上の扱いについても明確にしている（図2）。

図2 規制対象範囲の変更



（出所）パーゼル銀行監督委員会資料より野村総合研究所作成

2) 第一の柱：最低所要自己資本の設定

バーゼル銀行監督委員会は、BIS1 次規制をよりリスク・センシティブな取扱いとすることを目的に、現行の「標準的アプローチ」の拡大・修正、銀行の内部格付の利用、信用リスクの内部モデルの利用について検討を行っている。主要な提案内容は表1のようにまとめられる。

まず、現行の画一的なリスク・ウェイトを与信先の格付等に応じてより精緻化した。例えば、外国政府・公的機関等いわゆるソブリン・リスクについては、リスク・ウェイトを0～150%までの5段階とした。銀行向け与信については2択とし、オプション1では当該銀行設立国のリスクウェイトに従ってウェイト付けすることとし、オプション2では個々の銀行の信用評価に従ってウェイト付け（20～150%の4段階）することとした。事業法人向け貸付については、現行 BIS1 次規制が与信先の信用リスクの高低に拘わらず一律 100%のリスクウェイトを設定してきたのに対し、与信先のリスク度合を考慮して 20～150%と精緻化した。その他、資産証券化に対応する新たなフレームワークについても同表のような提案を行っている。

これらの提案は、画一的なリスク・ウェイトに捕らわれない実際の信用リスクと銀行が配賦すべき自己資本との整合性を図り、最低所要自己資本を算出・設定しようとするものである。

表1 市中協議案の提案内容

| 項目 | 現行規制 | 市中協議案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|---|---------|-----------------------|------|-------|------|----|----------------|-----|--|--------------|------|------|--|------|-----------|--|------|--|--------|------|----------|-------|-----|-----|----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|------|------|------|------|-----|------|------|-------|------|------|-----|------|------|------|------|------|-----|-----|------|---------|-----------------------|--|
| 第一の柱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・自己資本の構成要素 | | ・自己資本の定義は修正せず | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・バンキング勘定の取扱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1)標準的アプローチ | <ul style="list-style-type: none"> 一律掛目方式 外部格付機関等の利用はトレーディング勘定の一部に限定 <table border="1"> <tr> <td>サブリン</td> <td>OECD加盟国</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他諸国</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>銀行</td> <td>オプション1 OECD加盟国</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オプション2 その他諸国</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>専業法人</td> <td></td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>貸出債権流動化商品</td> <td></td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>オプション1:当該銀行の設立国のサブリンに適用されるリスクウェイトに従ってウェイト付け オプション2:個々の銀行に対する信用評価に従ってウェイト付</p> | サブリン | OECD加盟国 | 0% | | その他諸国 | 100% | 銀行 | オプション1 OECD加盟国 | 20% | | オプション2 その他諸国 | 100% | 専業法人 | | 100% | 貸出債権流動化商品 | | 100% | <ul style="list-style-type: none"> 信用格付別掛目方式 外部格付機関等の格付利用をバンキング勘定へ拡大(下例はS&Pを利用) <table border="1"> <tr> <td>AAA~AA</td> <td>A+~A</td> <td>BBB+~BBB</td> <td>BB+~B</td> <td>B未滿</td> <td>未格付</td> </tr> <tr> <td>0%</td> <td>20%</td> <td>50%</td> <td>100%</td> <td>150%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>50%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>150%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>50%*</td> <td>50%*</td> <td>100%*</td> <td>150%</td> <td>50%*</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>150%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>50%</td> <td>100%</td> <td>BB:150%</td> <td>B+以下及び未格付は、全額自己資本から控除</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 自己資本合意において銀行に課されているのと類似の規制・監督体制下にある証券会社向け債権は、銀行向け債権と同様に扱う 本枠内はサブリンの格付を利用 オプション2の*印については、例えば6ヶ月未滿の銀行向け債権には、当該銀行向け債権の通常リスクウェイトに比して一段階低いリスクウェイトを適用 債権のマチュリティは自己資本比率規制上考慮しない。 ウェイト150%超の高リスクカテゴリーの追加的設定は継続検討 先進的な銀行に対し適用。銀行の内部格付に応じてウェイト付 但し、貸出債権流動化商品については未定。 | AAA~AA | A+~A | BBB+~BBB | BB+~B | B未滿 | 未格付 | 0% | 20% | 50% | 100% | 150% | 100% | 20% | 50% | 100% | 100% | 150% | 100% | 20% | 50%* | 50%* | 100%* | 150% | 50%* | 20% | 100% | 100% | 100% | 150% | 100% | 20% | 50% | 100% | BB:150% | B+以下及び未格付は、全額自己資本から控除 | |
| サブリン | OECD加盟国 | 0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他諸国 | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 銀行 | オプション1 OECD加盟国 | 20% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | オプション2 その他諸国 | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専業法人 | | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸出債権流動化商品 | | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AAA~AA | A+~A | BBB+~BBB | BB+~B | B未滿 | 未格付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0% | 20% | 50% | 100% | 150% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20% | 50% | 100% | 100% | 150% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20% | 50%* | 50%* | 100%* | 150% | 50%* | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20% | 100% | 100% | 100% | 150% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20% | 50% | 100% | BB:150% | B+以下及び未格付は、全額自己資本から控除 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2)内部格付に基づくアプローチ | | ・先導的な銀行に対し適用。銀行の内部格付に応じてウェイト付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3)信用リスクモデル | | ・但し、貸出債権流動化商品については未定。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信用リスク削減手法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1)残余リスクの取扱 | | ・モデルの利用と継続的な開発を推奨 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①マチュリティ(期間)・ミスマッチ | <ul style="list-style-type: none"> ・オンバランスシート・ネットティングについては、マチュリティ・ミスマッチがある場合にはリスク削減効果を認めない。 ・その他の手法については明示的な規定なし | 次の選択肢: ①マチュリティミスマッチがある場合にはリスク削減効果を認めない ②一定期間(例:1年)以上のヘッジには部分的にリスク削減効果を認識(アドオン) 一定期間(例:2,3年)以上のヘッジについては全面的にリスク削減効果を認識 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②市場価格の変動(通貨ミスマッチ等) | <ul style="list-style-type: none"> ・オンバランスシート取引でポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを捕捉 ・オンバランスシート取引は、ネットティングについては通貨ミスマッチのヘッジ効果を認めていないが、それ以外については明示的な規定なし | 次の選択肢: ①アドオン(一定比率の自己資本賦課を上乗せ) ②ヘアカット(ヘッジ資産の価値を一定の掛目で割引き) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③資産ミスマッチ(クレジットデリバティブの場合) | <ul style="list-style-type: none"> ・明示的な規定なし | 以下の条件を満たす場合にリスク削減効果を認識 ・同一債務者であること ・参照資産は原資産と同一順位、ないしはより劣後していること ・クロスデフォルト条項があること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2)リスク削減の程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・原資産のリスクウェイトに代えて担保ないしは保証人のリスクウェイトを適用 | <ul style="list-style-type: none"> ・原資産と担保・保証人の相関を勘案するの一案ながら、単純な枠組の設定が困難なことから市中協議で検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3)リスク削減の認識範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①担保・保証 | リスク削減効果が認められる場合は限定的 担保:現金もしくはOECD諸国の中央政府債券によって担保された債権、中央政府以外の公共部門の発行する債券で担保された債権、国債開発銀行発行債権によって担保された債権 保証:OECD諸国の中央政府によって保証された債権、中央政府以外の公共部門によって保証された債権、国際開発銀行によって保証された債権、OECD諸国の銀行・証券会社によって保証された債権、OECD諸国以外の銀行によって保証された残存期間1年以下の債権 | 担保:法的有効性がある価格が決定可能な資産で原資産よりも低いリスクウェイトが付与される金融商品にも拡大することを検討 保証:原資産よりも低いリスクウェイトが付与される主体からの保証に拡大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②オンバランスシート・ネットティング | 以下の条件を満たす同一取引先との貸出と預金 ・報告側の銀行がネットティングないしは相殺を実行するための十分な法的根拠を有しており、それぞれの関連する法域で当該契約が法的有効性を有していること ・預金の残存期間が対応する貸出の残存期間以上に長いこと ・当該ポジションが同一通貨で表示されていること ・報告側の銀行が関連するエクスポージャーをネットベースで監視・管理していること | 影響度を確認のうえ、すべての資産・負債に拡大することを検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4)その他のリスク | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①バンキング勘定の金利リスク | | <ul style="list-style-type: none"> ・金利リスクが平均を著しく上回っている銀行(outlier)のバンキング勘定の金利リスクに対する自己資本賦課を設けることを検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②その他のリスク | | <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーショナルリスク、レピュテーションリスクに対する明示的な自己資本賦課を開発することを提案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(出所) バーゼル銀行監督委員会資料より野村総合研究所作成

3) 第二の柱: 監督上の検証

第二の柱として銀行監督上の検証について指摘している。つまり、監督上の検証プロセスは、銀行自身がリスク・プロファイルと統合的な自己資本水準を設定し、監督当局がその妥当性を検証する役割にフォーカスされるべきであるとした。そして、もし銀行自身が設定した自己資本が目標金額に照らして不十分で、リスク・バッファとなり得ないのであれば、監督当局は早期に介入するべきであるとしている。そこで、銀行の自己資本充実度の検証は以下の4原則に基づくものとした。

①監督当局は銀行が、規制上の最低自己資本比率以上の水準で自己資本を保有することを期待しており、また、それを要求できるべきであること。適切な自己資本水準を設定するにあたっては、経営陣・主要職員の経験と質から始まって、自己資本の質と新たな資本の調達可能性、エクスポージャーの集中度、リスク管理システムとコントロールの適切性など多くの要素を考慮して設定していくべきと指摘している。さらに、銀行は自らが設定した自己資本の目標値についてその説明能力を十分に持つべきであるとし、監督当局はその妥当性を評価すべきであるとしている。

②銀行は、自己資本水準を維持する戦略に加えて、リスク・プロファイルに照らして自己資本充実度を評価する仕組みを備えるべきであるとする。銀行内の健全な実務基準はまだ発展段階にあるが、銀行は少なくとも信頼できる自己資本配分手法を保有すべきであるとしている。

③監督当局は銀行の自己資本充実度の評価・戦略および自己資本比率規制の遵守状況を検証し評価すべきであるとする。

④監督当局は自己資本が健全な水準を下回ることを防ぐために早期介入を行うべきであるとする。監督当局が、銀行の自己資本の計測と自己資本充実度に関するプロセスを検証する目的の一つは、銀行の自己資本ポジションの重大な悪化の可能性をできる限り早期に察知することであるとしている。

つまり、第二の柱は、第一の柱である最低所要自己資本の水準が監督当局の介入ラインであることを示唆するとともに、その設定方法・水準についての説明能力を持つことを銀行に求めている訳である。こうした銀行の自己責任あるいは自己証明のメカニズムは「プロセスチェック」体制²に見られる近年の考え方の流れを踏まえたものであり、我が国においても金融検査マニュアル³で導入された考え方に通じるものである。

4) 第三の柱：市場規律の適用

² 「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」バーゼル銀行監督委員会 1998年9月参照。

³ 飯村慎一「転換迫られる金融機関経営」『資本市場クォーターリー』99年春号参照。

市場参加者が銀行の自己資本の充実度を評価するためには、銀行のリスク・プロファイルと同様に資本構成についての情報を得る必要がある。従って、バーゼル銀行監督委員会は市場規律に相応する水準に到達するのに重要な①自己資本構造、②リスク・エクスポージャー、③自己資本充実度に関してのディスクロージャーを検討している。これらのディスクロージャーは少なくとも年一回、さらにはより頻度を高めて行われるべきであるとした。

①については、例えば資本商品の発行条件と特徴等自己資本の構成要素や構造についての概要開示を求めている。例えば、貸倒損失やその他の潜在的な損失に対する準備金の開示、Tier1、Tier2、Tier3のそれぞれの資本額等を自己資本構成等を開示すべきとした。さらに、財務諸表の利用者が、銀行の自己資本の質を評価し、比較可能性を高められるように、資産・負債の評価、引当金及び収益認識に関する方針等の開示を行うべきであるとしている。

②については、「銀行の透明性の向上について」（バーゼル銀行監督委員会 1998年9月）とも関連して、リスク・エクスポージャーに関する定性的・定量的情報の開示を提案している。これは、これら情報の開示が、ストレス時における銀行のソルベンシーを測るうえで有用であると考えられているからである。

③については、リスク・ベースの自己資本比率の開示を求めるとともに、自己資本充実度の管理がリスク管理プロセスとどのように関連しているか定性的な開示が必要であるとしている。

これら提案を通じて銀行に規律付けを行い、自己資本充実度を促進するうえで市場規律が果たす役割を向上させようとしているのである。この第三の柱もまた昨今の監督当局の主要な考え方を反映したものとと言える。

3. 市中協議案の意義

1) 最低所要自己資本設定の示唆するもの

今回の BIS1 次規制見直しにおける最低所要自己資本設定の意義は極めて重要である。そもそも最低所要自己資本に関する考え方は、Merton and Perold (1994)⁴や Esterella (1995)⁵に見られる議論であった。Esterella は、自己資本を最低所要自己資本 (Minimum Capital) と適正自己資本 (Optimal Capital) に分け、前者を規制当局が利用し得るガイドポスト (“Minimum capital is a guidepost, …”) として捉える一方、後者は銀行の内部リスク管理の目標値であると捉えている。つまり、最低所要自己資本の導入は銀行監督上必要とされる「クリアすべき水準」であり、その水準を将来的に引き下げて行くことで市場からの退出を迫

⁴ “Theory of Risk Capital in Financial Firms” *Journal of Applied Corporate Finance*, 1994

⁵ “A Prolegomenon to Future Capital Requirements” *FRBNY Economic Policy Review*/July 1995

る警告ラインあるいは介入ラインとして位置付けようとするものである⁶。こうした考え方は、自己資本額の計測手法が内部リスク管理モデルと重複する方向へ向かっていることを考え合わせれば、究極的には当局による一律の規制を撤廃することも視野に入れることとなる⁷。つまり、自己資本比率規制が、市場規律に基づいて民間銀行が独自に適正自己資本を設定するという形で、いわば内部化される可能性を示している。こうした考え方は、後述する自己資本比率規制の将来に関する Greenspan FRB 議長のスピーチにも大きく反映しているのではないと思われる。

今回の市中協議案は、国際的 Level Playing Field（平等な競争条件）確保の観点から、BIS1 次規制に批判的な先進行の要求（全面的な内部モデルアプローチの採用）を満足させるものではないであろう。しかし、最低所要自己資本の導入が自己資本比率規制と銀行行動を巡る新たなパラダイムの基礎となるだけに、市中協議案における提案は、監督当局側が自己資本比率規制のあり方の見直しに一步踏み込んだ重要なものとして捉えることができる。

2) 自己資本比率規制の将来に関する 4 原則

こうした最低所要自己資本の設定が示唆する自己資本比率規制を巡るパラダイム・シフトは、1998 年 2 月にニューヨーク連銀が主催したコンファレンス”The Conference on Capital Regulation in the 21st Century”における Greenspan 議長のスピーチによって裏付けられよう。議長は、BIS1 次規制が民間銀行の信用リスク管理が高度化された実態とそぐわなくなっているという認識に立って、自己資本規制の将来を検討するにあたっては以下の原則が必要であると指摘した。

①金融規制のあり方は、究極的にはセイフティ・ネットが存在せずかつ市場参加者が全ての情報を持ち得る場合に発揮され得る市場規律と同等の役割を果たすべきであること。従って、セイフティ・ネットの存在が銀行のモラル・ハザードを生じさせないように、自己資本比率水準が個別銀行のリスク許容度を反映するように設定されるべきであるとした。②民間銀行におけるリスク管理の高度化が進んでいることを勘案すれば、金融監督当局はそうした技術を取り込んで常にその監督技術を向上させるべきであること。③自己資本比率規制の将来の姿は未だ臆気ではあるものの、現行の単純なリスク・ウェイト方式に代替できるアプローチを採用していく他に選択肢はないこと。例えば、銀行自身の政策・行動そして技術力を銀行監督プロセスの改善に活用することで、市場のツールとそのインセンティブを組み込んでいく手法を模索すべきであるとした。④監督当局はセイフティ・ネッ

⁶ 翁百合「情報開示と日本の金融システム」（1998）は、Esterella の最低所要自己資本の考え方は金融機関の存続が許容できないと判断されるような状況の早期警告を発するメルクマールであり、これが①早期是正の引き金を意味するのか、②早期処理を意味するのか必ずしも判然としないと評価したうえで、最低所要自己資本が早期処理を判断する指標として位置づけられることが望ましいとしている。

⁷ 小田信行・清水季子「プルーデンス政策の将来像に関する一考察」（1999：日本銀行金融研究所 Discussion Paper）は、中央銀行のプルーデンス政策が最後の貸手機能（Lender of Last Resort）と預金保険制度を中心に運営されるべきであるとする文脈から、自己資本比率規制の緩和について言及している。

トの対象範囲を絞り込んでいくべきであり、銀行によるディスクロージャーの質の充実を図っていくべきであること。というのも、BIS 基準や銀行検査というものは、銀行の健全性をサポートするうえで二次的な役割を担うものであって、銀行に対する市場からの監視を代替できるものではないからであるとした。

つまり自己資本比率規制を含めたセイフティ・ネットは、それが事前的措施としての健全化規制であれ、事後的措置としての預金保険制度や最後の貸手機能であれ、その提供が銀行のモラル・ハザードを生じさせる等銀行行動を歪めないように構成されるべきであると言っているのである。しかし、民間銀行の自己責任原則あるいは自己規律を強化していくにしても、規制当局の役割を完全に代替できるものではない点に注意すべきであろう。

3) 外部格付機関の利用と最低所要自己資本

市中協議案ではソブリン向け貸出等について外部格付機関によるクレジット・レーティングを自己資本比率規制のベースにしていく方向性が打ち出された。今後、クレジット・レーティングが直接・間接に自己資本規制と銀行行動に影響を及ぼす可能性は高まろう。

市中協議案では「外部格付機関の利用は信用リスク峻別手段として有効である可能性が高い」という表現に留めているが、最低所要自己資本水準を下回った場合の監督当局による介入の妥当性を正当化していくためには、最低所要自己資本をできるだけ客観的基準へ近づけていくことが必要である。

その意味では、Esterella (1999)⁸の研究が興味深い。そこでは、外部格付機関と監督当局の役割が銀行破綻の可能性や債権者・預金者が被る潜在的損失の極小化を予測するという点でその目的を共有し得るという考え方に立ち、クレジット・レーティングから得られる情報と自己資本比率から得られる情報との間の相関を検討し、銀行破綻の「予測可能性」を高められるかという視点からの検証が行われている⁹。この分析においては、クレジット・レーティングからの情報は有効ではあるが、銀行の自己資本比率に対するより、資産規模に対して正の相関が認められたことから、銀行破綻の予測力という点では自己資本比率よりは有効性が低いとしている。しかし、限定的なサンプルで得た結論なだけに、より明確な結論を得るには継続的な研究が必要であると含みを持たせている。

こうした分析は自己資本比率規制における最低所要自己資本水準を、第二の柱で示された監督当局の介入ラインあるいは翁 (1998) の言う「早期処理の指標」と位置づけるにあたって、クレジット・レーティングや営業収益に対する比率を使って「銀行破綻の予測可能性」を織り込み、最低所要自己資本の客観性を補強していこうとする方向にあると解することができる。

⁸ “Capital Ratios and Credit Ratings as Predictors of Bank Failures” *FRBNY* June 1999

⁹ 例えば Calomiris (The Shadow Financial Regulatory Committee, statement No.149) は、外部格付機関は監督

4) 民間銀行行動への影響

監督当局の自己資本比率規制に関する考え方が変化する中で、リスク管理能力が高く適正自己資本を正確に算出できる銀行と、その能力のない銀行とが峻別される可能性が高くなることが予想される。その意味では国際金融市場における「勝ち組」と「負け組」がはっきりとしてくる訳である。近い将来、欧米の先進的な銀行は監督当局の承認を得て「内部モデルアプローチ」を採用し、自行の最低所要自己資本額を自己申告したうえで、これを超過する損失が発生した場合にはペナルティーを課すというプリ・コミットメント・アプローチ¹⁰を志向していくことも予想される。自己資本比率規制のパラダイム・シフトが進行することを前提にする限り、規制当局が民間銀行にリスク量の測定を完全に委ねていく誘因は高い。その場合、高いリスク管理能力を持つ銀行と規制当局との関係、そうした能力を持たない銀行と規制当局との関係は明確に異なるものとならざるを得ない。つまり前者の関係が新パラダイム下における、いわば対等な関係であるのに対し、後者は旧パラダイムに見られたような規制する者とされる者という意味での受動的な関係である。

4. 邦銀の反応とその方向性

全国銀行協会の会長でもある第一勧業銀行の杉田頭取は、市中協議案の内容について、「… (略) …「影響」という点についても気になるところであるが、… (略) …ざっくりとした印象としては、規制としての要求内容はかなり高いものと感じている。」と感想を述べた。さらに、中小企業等の信用度の低い先については融資が絞られるのではないかとという点については、個人的な見解としながらも、「今回、リスク・ウェイトについて提案されているのは、それぞれ 20%、100%、150%という区分であるが、我が国の中小企業の多くは外部格付を取得していないと理解している。その場合リスク・ウェイトは現行と同じ 100%が適用されることになっている。個別金融機関の資産構成によって異なることと思われるが、概して言えば、新たに提案されたリスク・ウェイトが、中小企業に対する信用供与に直接影響を及ぼすことはないのではないかと考えている。」と述べている¹¹。

このように、邦銀の反応は比較的冷静な様である。こうした受け止め方は図 3 のようなイメージで捉えることができるだろう。資産の約 60%を貸出が占め、やはりその 60~70%が中小企業貸出である邦銀においては、貸出資産の過半は未格付企業の取引であると推定される。S&P 格付で B+未満を邦銀の開示基準に基づく不良債権とすれば現状全資産の 5%

当局の役割を代替できないという意味から、外部格付機関の自己資本比率規制への関与に反対している。

¹⁰ 林宏美「注目されるプリ・コミットメントアプローチ」『資本市場クォーターリー』98年冬号参照。

¹¹ 1999年6月15日の全国銀行協会「会長記者会見の様相」(<http://www.zenginkyo.or.jp/>)

程度であること、リスク・ウェイトが 20%となる AA+以上の優良な日本企業が概して少ないこと等を勘案すれば、自己資本比率へのマイナスの影響は少ないと想定されているのである。しかし、不良債権比率が 15%レベルに達する等資産の質が劣化している銀行であれば、当然自己資本比率は現在よりも低下する可能性が高くなってしまふ。

つまり、リスク・ウェイトの精緻化が進行することは、不良債権比率の高い銀行が国際金融市場からの退出を迫られることは勿論、証券化やクレジット・デリバティブといったオフバランス手法を新たな規制の下で再構築できる銀行、つまり高度なリスク管理技術によって貸出ポートフォリオを可変的に取り扱える銀行が優位に立つということになる。恐らく、より可変的な貸出ポートフォリオを持つ米系投資銀行が最も優位に立つことになり、柔軟性に欠ける貸付の比率の高い我が国や欧州の銀行が相対的に劣後する状況が作られることは避けられまい。

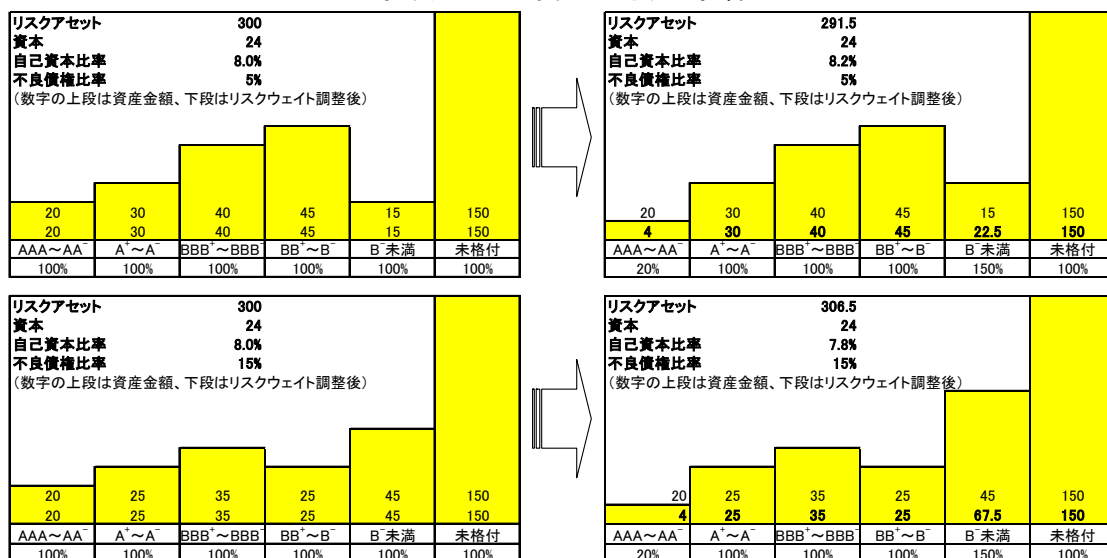
従って、極論すれば図 4 のイメージのように、貸出ポートフォリオを可変的に扱い、より高格付な企業を取引先に持てるリスク管理技術の高い銀行ほど、この市中協議案を歓迎することとなろう。市中協議案で示したバーゼル銀行監督委員会のスタンスは、優良な取引先をもつ優良な銀行が国際金融市場で活躍することによって金融システムの安定性を確保しようというものである。先の杉田頭取の「規制内容としての要求内容はかなり高い」というコメントも、リスク管理技術の高低によって国際金融市場における「勝ち組」と「負け組」がはっきりしていくという意味で捉えれば首肯しうるものとなる。

翻って、「影響は少ない」とコメントする邦銀があるとすれば、それは未格付の中小企業取引に依存している現状に肯定的な銀行なだけである。先に触れた外部格付の役割が増大する流れのなか、一方で中小企業の格付取得の途が開かれていけば、未格付先との取引を隠れ蓑に自己資本比率規制に対処しようという発想はなくならざるを得ない。さらには、今回の市中協議案の背景にある新たなパラダイムを理解すれば、未格付先に自行の内部格付を厳格に適用するなど、規制を内部に取り込んで自律的なメカニズムを持つことこそが求められているのである。その意味からは、商業銀行スタイルだけで将来の国際金融市場における盤石な地位を確立することはできない。国際金融市場で存在感をアピールしていくためには、遅かれ早かれ、リスク量に応じた貸出スタイルに、貸出ポートフォリオをより可変的に、商業銀行スタイルを投資銀行スタイルに、他律的から自律的なカルチャーにという方向を選択せざるを得ないのである。

市中協議案のメッセージが、国際金融市場における新たな金融の枠組み形成に向かっていく点にあることを理解すれば、早晩、間接金融という金融仲介の原理を組織原理から市場原理に置き換える市場型間接金融¹²への変貌を意識せざるを得なくなる。しかし、そうした新たな金融の枠組み形成に積極的に関与していくには、自己資本比率に影響がなければ問題ないという内向きで他律的な発想をやめる必要があるのである。

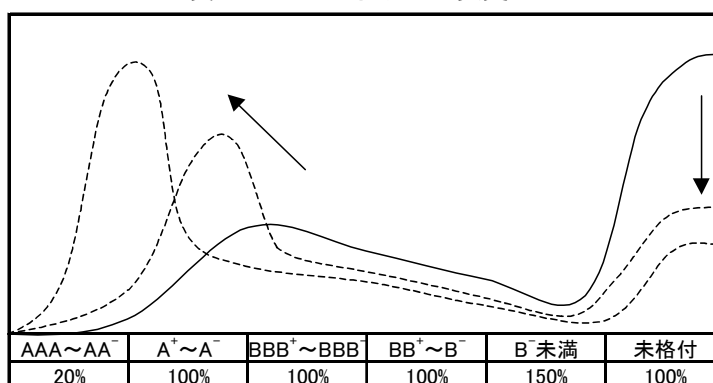
¹² 蛭山昌一「証券市場は蘇るか」(特別寄稿)『資本市場クォーターリー』98年夏号参照。

図 3 事業法人向け貸出に対する影響のイメージ



(出所) 野村総合研究所

図 4 貸出ポートフォリオの変更イメージ



(出所) 野村総合研究所

5. 今後の検討課題

パブリック・コメントは2000年3月末まで受け付けられることとなった。バーゼルにおける協議が常に各国利害の衝突する場であって来ただけに、我が国としても積極的な意見表明をして行くことが期待されている。

今後、市中協議案の詳細部分について検討を重ねることとなる訳だが、実務の世界からは概ね次のような事柄が論点として考えられると言われている。

- ①信用リスク評価の基準に関してである。つまり、提案されたリスクウェイトが、実務

上のリスクを最低所要自己資本の設定に反映させるものとして妥当であるかということ、外部格付機関のクレジット・レーティングと銀行内部格付との整合性の基準をどこまで統一性を持たせられるかということ、外部格付機関自身が自己資本比率規制の枠組に参加する誘因があるかということ（大手格付会社のなかには参画しないと表明している機関もあると言われる）等が指摘できる。

②バンキング勘定の金利リスク等をどのように規制に取り込んでいくのかということ。規制に取り込む方向で検討する以上、基準の客観性や実務の現実性等が検討されなくてはならない。

③レギュラトリー・アービトラージとして指摘されてきたクレジット・デリバティブによるヘッジやオンバランス・ネットィング等信用リスク減殺の効果をどれだけ簡便な方法で、最低所要自己資本に反映できるかということである。

また、監督当局の関心として第二の柱で示された早期介入のあり方が課題となろう。最低所要自己資本水準を介入ラインに据える場合、その水準がどれだけ客観的であるかが重要である。クレジット・レーティングや営業収益に対する比率等を利用して、最低所要自己資本比率に「銀行破綻の予測性」を付与できるかが一つの理想的なかたちであろうが、その場合であっても、最低所要自己資本水準を下回れば即早期処理に誘導すべきなのか、監督当局と個別銀行との間でなんらかの裁量を働かせるべきなのかについてシステムック・リスク防止の観点から十分に検討されるべきであろう。

市中協議における意見表明にあたって、我が国の金融システムと銀行経営の現状を踏まえ、新たな金融の枠組み形成にプロエンティブな行動¹³をすることが必要なのはいうまでもない。しかし、国際的な金融規制に関する新たなパラダイムに対する確かな認識こそがまず必要なのである。我が国金融界は、この認識を深めきれないまま、新たなパラダイムの受入れを迫られているのである。その意味では、市中協議での意見表明が、国際金融市場における我が国金融機関と金融システムの生き残り戦略の表明となる必要がある。

（飯村 慎一）

¹³ 池尾和人・永田貴洋「経済教室」（日本経済新聞 1999年 6月 11日）